春日部市建築審査会条例の一部を改正する条例

春日部市建築審査会条例（平成１７年条例第１４０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
（委員の任期） **第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。** **２　委員は、再任されることができる。** **３　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。**	
（招集） 第４条　（略）	（招集） 第３条　（略）
（会議） 第５条　（略）	（会議） 第４条　（略）
（専門調査員） 第６条　（略）	（専門調査員） 第５条　（略）
（庶務） 第７条　（略）	（庶務） 第６条　（略）
（委任） 第８条　（略）	（委任） 第７条　（略）

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。